〈拠出型企業年金保険〉

セブン＆アイHLDGS　ハイライフ年金加入申込書（保険料増減額申込書）

日本生命保険相互会社　行

私は、現在正常に勤務しており、パンフレット記載の意向確認書により商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載の重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）および個人情報の取扱い等について了承・同意のうえ、以下のとおり変更を申込みます。
あわせて、保険料増額後一定期間は、積立金額（脱退一時金額）が払込保険料の合計額を下回ることについて承知しました。

申込日（記入日）			申込印
年	月	日	
令和			印

法人名	法人ｺｰﾄﾞ	グループ区分
		15・25日給与支払者→01 10日給与支払者→02

社員番号	社員シメイ（カタカナ）	性別	生年月日
	セイ　メイ	①男性 ②女性	③昭和 ④平成　年　月　日

性別・生年月日の年号は、該当する番号に〇印をつけてください。

月払

注）11月～4月に提出された場合、毎年3月～4月に行われる一斉募集申込票には変更前の金額が既加入欄に印字されます。また、7月からの払込の中断・再開を伴わない口数変更は一斉募集申込票またはNーナビゲーションにてお手続きください。

＜提出期限について＞
毎月10日までに7FI ハイライフ年金担当宛に到着した場合、
翌々月より変更になります。Ex.8/10到着→10月より変更
※7月からの払込の中断・再開は4月15日までにご提出ください。

〔7FI記入欄〕月払 変更年月日：年　月　日（令和　　1）

責任開始は変更年月日からとなります

月払申込欄	
変更後合計口数	変更後合計保険料（円）

※保険料は1口1,000円です（加入口数範囲　1口～500口）

変更内容にチェックしてください
- ☐ 払込の中断（一時停止）
  ※賞与払に加入の場合は賞与払も中断が必要です
- ☐ 払込の再開
- ☐ 口数変更
  ※7月からの口数変更については一斉募集申込票またはNーナビゲーションにてお手続きください

賞与（半年払）

提出期限：12／1～4／15（7月賞与※払込の中断・再開のみ）
7／1～10／10（12月賞与）

注）7月賞与からの払込の中断・再開を伴わない口数変更は毎年3月～4月に行われる一斉募集申込票またはNーナビゲーションにてお手続きください。

＜提出期限について＞
7月賞与からの払込の中断・再開はその年の4月15日まで、
12月賞与からの変更はその年の10月10日までに
7FI ハイライフ年金担当宛へご提出ください。

〔7FI記入欄〕賞与（半年払）変更年月日：年　月　日（令和　　1　1）

責任開始は変更年月日からとなります

賞与払（半年払）申込欄	
変更後合計口数	変更後合計保険料（円）

※保険料は1口1,000円です（加入口数範囲　1口～999口）
※賞与（半年払）は、月払1口以上加入が必須です

変更内容にチェックしてください
- ☐ 払込の中断（一時停止）
- ☐ 払込の再開
  ※月払が中断（一時停止）中の場合は、月払申込欄も「払込の再開」にチェックしてください
- ☐ 口数変更
  ※7月からの口数変更については一斉募集申込票またはNーナビゲーションにてお手続きください

内容を訂正する場合は、二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、訂正内容をご記入ください。

複数の保険会社による共同取扱契約の場合、幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社は引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯して責任を負うものではありません。また、将来に向かって、引受保険会社および引受割合の変更もあり得ます。

保険料減額の事由
保険料を減額する場合、以下の事由に該当しています。

①災害②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む）
③住宅の取得④教育（親族の教育を含む）⑤結婚（親族の結婚を含む）
⑥債務の弁済⑦その他、保険料の拠出に支障がある場合

（幹事会社）日本生命保険相互会社
K20－308　　584－0285